

大月町人権尊重のまちづくり基本計画

～お互いを尊重し、心豊かに暮らせるまちづくり～



令和5年3月
大月町

目 次



第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 大月町における人権施策と策定の趣旨



第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 計画の位置付け
- 3 計画推進の視点
- 4 計画の体系



第3章 基本的施策の推進

- 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- 2 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者への研修の推進



第4章 様々な人権課題への取り組み

- 1 同和問題
- 2 女性
- 3 子ども
- 4 高齢者

5 障害者

6-1 エイズ患者・H I V感染者等

6-2 ハンセン病回復者

7 外国人

8 犯罪被害者等

9 インターネットによる人権侵害

10 災害と人権

11 性的指向・性自認

12 その他の人権課題



第5章 計画の推進

1 推進体制

2 国・県及び関係団体等との連携

3 計画の期間

4 評価と見直し



第1章

計画の策定にあたって

I 計画策定の背景



1

国際的な動向

昭和23（1948）年に、国際連合（以下、「国連」という。）において、人権の尊重が平和の基盤であるという考えが広まり、国際社会共通の達成すべき基準として、「世界人権宣言」が採択されました。その後も、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」や「国際人権規約」のほか、女子に対する差別撤廃や、子ども、障害者の権利に関する条約などが採択され、あらゆる人の人権の擁護など差別の撤廃に向けた取り組みが行われてきました。

また、平成6（1994）年の国連総会では、平成7（1995）年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、各国政府に対しても国内行動計画を定め、平成16（2004）年には、「人権教育のための世界計画」が採択されました。

そして、平成27（2015）年9月には、国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その前文には、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することをめざす」と定められています。

2

国の動向

我が国では、昭和22（1947）年に基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法が施行され、その後、国では様々な立場にある人々の人権を具体的に保障するために、人権に関するあらゆる施策が施行されました。

現在、安心・安全な社会や、差別や虐待のない人権に配慮した持続可能な社会の実現を目指し、多様化・複雑化する人権問題への取り組みを進めています。

【人権に関する主な国の動向】

年		主な動向
1947	昭22	●「日本国憲法」施行 「国民主権」「平和主義」及び「基本的人権の尊重」を基本原理とし、すべての人々の基本的人権は侵すことのできない権利として保障しています。

年		主な動向
1965	昭 40	●「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策に関する答申（同和対策審議会答申）」
1969	昭 44	●「同和対策事業特別措置法」施行（～1982(昭 54)年）
1979	昭 54	●「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」批准 ●「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」批准
1985	昭 60	●「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）締結
1993	平 5	●「障害者基本法」施行（平成 16（2004）年、平成 23（2011）年改正）
1994	平 6	●「児童の権利に関する条約」（子ども権利条約）批准
1995	平 7	●「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）加入
		●「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置 国連で平成 7（1995）年から平成 16（2004）年を「人権教育のための国連 10 年」とすることを受け、設置されました。
1997	平 9	●「人権擁護施策推進法」施行（5 年間の時限立法） 人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められ、人権の擁護に資することを目的としています。
		●「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」策定 諸施策の着実な実施等を通じて人権教育の積極的推進を図り、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を目指すものとしています。
		●「人権擁護推進審議会」設置 「人権擁護施策推進法」に基づき設置され、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する施策の充実に関する基本的事項」の答申が行われました。
1999	平 11	●「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約」（拷問等禁止条約）加入
		●「男女共同参画基本法」施行
		●「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）施行
2000	平 12	●「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）施行 （平成 16（2004）年、平成 20（2008）年改正）
		●「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）施行 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めています。
		●「ストーカー行為等の規則等に関する法律」（ストーカー規制法）施行 （平成 29（2017）年改正）

年		主な動向
2001	平 13	●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（ＤＶ防止法施行（平成 16（2004）年、平成 20（2008）年、平成 26（2014）年改正）
2002	平 14	●「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「人権教育・啓発推進法」に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。
		●「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）施行（令和 3（2021）年改正）
2006	平 18	●「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）施行
2009	平 21	●「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）施行
2012	平 24	●「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）施行
2013	平 25	●「いじめ防止対策推進法」施行
2014	平 26	●「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策法）施行
2015	平 27	●「生活困窮者自立支援法」施行
		●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）施行
2016	平 28	●「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）施行
		●「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）施行
		●「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）施行

3

高知県の動向

高知県では、平成 7（1995）年に「人権宣言に関する決議」が行われ、平成 10（1998）年 4 月に、県内に暮らす全ての人が、人を大切にし、また大切にされる人権尊重の社会を築いていくことを目的として、県、市町村、県民の責務を明らかにした、「高知県人権尊重の社会づくり条例」が施行されました。また、同年 7 月には「人権教育のための国連 10 年」高知県行動計画が策定されています。

さらに、平成 12（2000）年 3 月には、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、全ての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図ると共に、市町村及び県民の取り組みを一層促進させるために「高知県人権施策基本方針」が策定されました。また、平成 15（2003）年には「高知県人権教育推進プラン」が策定され、それぞれ 5 ヶ年計画としてこれまで 2 度の改定が行われ、現在では「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「H I V 感染者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」「性的指向・性自認」「その他の人権課題」の 12 の人権課題について、それぞれ推進方針並びに具体的取組を掲げて取り組みが進められています。

2 大月町における人権施策と策定の趣旨



本町では、総合振興計画の基本目標の一つ「健康で安心して暮らせる福祉のまち」を掲げ、あらゆる人権課題の解決と全ての人の人権が尊重される社会の実現に向け、人権尊重社会・男女共同参画の形成に向けた取り組みを推進してきました。

しかしながら、今日の社会においては、依然として差別や偏見が存在し、さらにはインターネットやスマートフォンによる人権侵害、大災害や新型コロナウイルスの感染拡大から派生した人権問題など、社会の変化に伴う新たな人権課題も顕在化してきており、本町においても例外ではありません。

こうした中、人権が尊重される明るいまちづくりにあたっての町及び町民の責務を明らかにすると共に、人権に関する施策の推進に関して必要な事項を定めた「大月町人権尊重のまちづくり条例」を令和 5 年 4 月 1 日に施行し、総合的に取り組みます。

第2章

計画の基本的な考え方

1 基本理念



昭和23(1948)年に「世界人権宣言」が採択されてから今日に至るまで、人権が尊重される社会の実現を目指して、世界各国で人権に関する多くの宣言や条約が策定されてきました。さらに、国連で採択されたSDGs※¹においても、「誰一人取り残さない」を基本理念に掲げています。

様々な人権課題を解決していくためには、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において町民一人ひとりが社会の一員として、「お互いを尊重し、心豊かに暮らせるまちづくり」に取り組んでいくことが必要です。

この計画は、様々な人権の中から、町民に関わりが深く、身近な人権問題である同和問題、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人、LGBT※²などの現状と課題について明らかにし、町民一人ひとりが人権について正しい知識と理解を深め、人権が尊重されるまちづくりを目指すものです。

2 計画の位置付け



本計画は、「大月町人権尊重のまちづくり条例」に基づき、条例の理念を実現する取り組みを具体化するために、策定するものです。

計画の推進にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や高知県の「高知県人権教育推進プラン」を受けて基本計画を策定します。

また、人権課題は様々な分野にまたがり、相互に関連することから、町の振興計画をはじめ、その他関連計画との整合性にも配慮しながら計画の推進を図っていきます。

なお、本計画の「第4章 2 女性」については、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村計画に位置付けます。

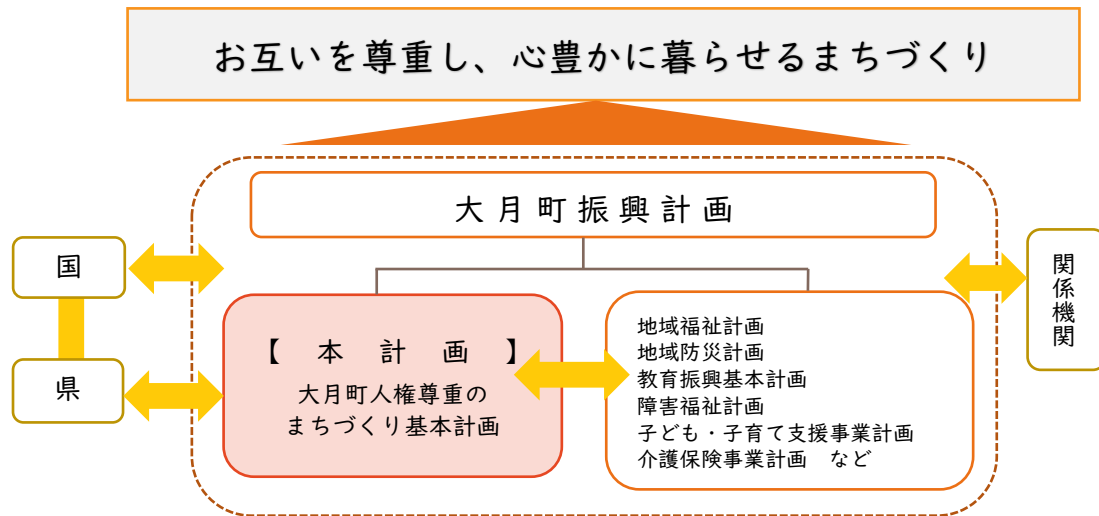
また、「女性の職業生活における活躍の場の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村基本推進計画及び「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付け、男女共同参画社会の実現とDV被害の根絶を推進します。

※1【SDGs】

平成27(2015)年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている17の国際目標で、「あらゆる場面のあらゆる形態の貧困を終わらせる」や「ジェンダー平等を達成し、あらゆる女性及び女児の能力強化をおこなう」などがある。

※2【LGBT】

L：レズビアン、G：ゲイ、B：バイセクシャル、T：トランスジェンダーの略称で、恋愛や性愛の対象が同性の人や両性の人、出生時に判定された性と自認する性が異なる人などの総称して用いられる。



3 計画推進の視点

1 人権を尊重する意識の向上

人権の大切さとそれを尊重すること、人権の意義や重要性について、町民一人ひとりの心や考え方に定着するよう、人権尊重の意識を高めるための啓発を行います。

また、町民が日常生活において、人権問題について捉える感性を養うとともに、人権に配慮する姿勢を持ち、行動できるようになることを目指します。

2 個人の尊厳の確保と共生社会の形成

町民一人ひとりが自立した人間として尊厳が保たれ、個人個人が自由な意思を持ち、社会的責任を担って能力を発揮することができる社会を目指します。

また、町民が、年齢や性別、習慣、考え方、戸籍、文化などの様々な違いをお互いに認め合い、人権を尊重して支え合うことのできる共生社会の実現を目指します。

3 相談・支援体制の充実

人権侵害を未然に防ぐことのほか、実際に被害を受けた問題を抱え悩んでいる人が安心して相談できる窓口と、問題解決を図るための支援体制の充実に努めます。

また、相談内容の多様化に伴い、より適切に対応できる体制の強化を目指し、相談機関相互における情報共有と連携を進めるとともに、人権に関わる業務従事者の資質向上を目指します。

4 計画の体系

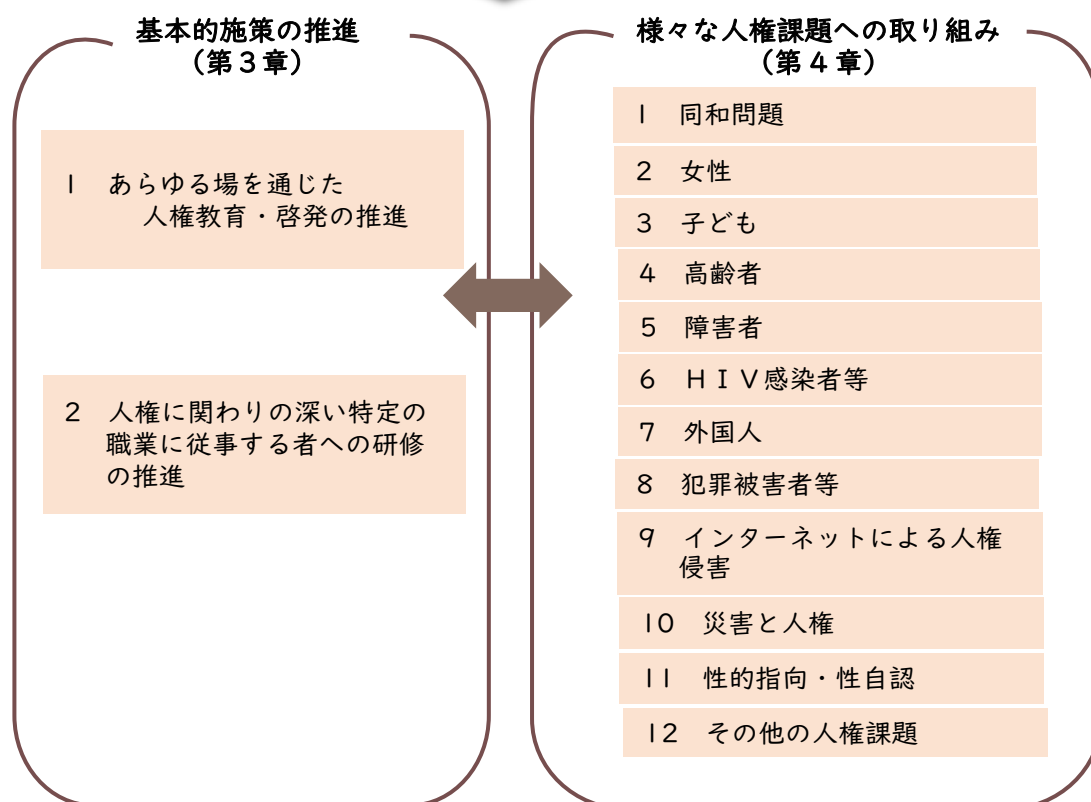


計画の基本理念

お互いを尊重し、心豊かに暮らせるまちづくり

<計画推進の視点>

- ① 人権を尊重する意識の向上
- ② 個人の尊厳の確保と共生社会の形成
- ③ 相談・支援体制の充実



第3章

基本的施策の推進

Ⅰ あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進



Ⅰ 家庭において

家庭は、基本的な生活習慣や規則、礼儀、そして社会性を身につけるなど、子どもの人格形成や人権意識の醸成に大きな役割を果たしている「場」であるといえます。家庭の中で日頃から人権問題を取り上げ話し合うことで、家族がお互いに人権を尊重する関係を構築すると共に、人権に関する正しい理解と認識を共有していくことが可能となります。

しかしながら、核家族化や小世帯化の流れは本町においても進行し、地域コミュニティの希薄化も相まって子育て家庭の孤立や親の育児負担が増大するなど、家庭を取り巻く環境は厳しくなっている傾向にあります。

そのため、子育て世帯に対しては、適切な育児情報の提供をはじめ、様々な法制度を活用した総合的な子育て支援を充実し、本町の「大月町子ども・子育て支援事業計画」との施策連携を図りながら、子どもを健やかに育む家庭づくりを目指します。

また、家庭は子育て世帯のみならず、子どもから高齢者まで全ての人の生活の場であることから、家族がお互いに育児・介護・家事などの役割を分担し、お互いに助け合える家庭環境づくりに向けた意識啓発を推進します。

さらに、子どもや高齢者への虐待、夫婦間などの暴力（ドメスティック・バイオレンス※。以下「DV」という。）に関しては、生命に関わる重大な人権侵害にあたるものであると広く啓発を行い、問題解決のための取り組みを推進します。

※【ドメスティック・バイオレンス】

配偶者や親密なパートナーからの暴力のこと。「殴る」「蹴る」という身体的な暴力のほかに、大声で怒鳴ったり、無視したりというような精神的に追い詰める暴力や、行動を監視する行為、性的な暴力も含まれる。

2 学校等において

保育所や学校は、子どもに集団生活、社会生活の場を与えると共に、お互いの人権を尊重しながら、人との関わりを通して課題を解決していく「場」として、重要な役割を担っています。

本町では、これまで学校教育における人権教育の推進をはじめ、いじめや不登校への対応、家庭・地域との連携、命の尊さや思いやる心を育む体験学習「人権の花運動」など、様々な人権教育・啓発を推進してきました。

しかし、その一方で、依然としていじめや児童虐待、不登校など、子どもの人権を取り巻く環境には課題が多く、継続的・積極的に子どもの人権を守り、健全な育成を図ることが必要です。

そのため、子どもの発達段階に応じ、生命の大切さや他者を思いやる心を大切にする教育を引き続き推進し、日常生活において自分の考えや感情を適切に表現することや、相手の立場に立って話すことができるコミュニケーション能力の向上など、人権意識の高揚に向けた教育を推進します。

3 地域社会において

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通して人権意識の向上を図る「場」とであると共に、一定の秩序とお互いの支え合いで成り立っています。しかし、近年においては、少子高齢化や核家族化をはじめ社会経済情勢の変化に伴い、地域住民同士のコミュニティや連帯感の希薄化、高齢化に伴う相互に支え合う機能の弱体化など、地域における生活課題はより多様化・複雑化してきました。

あらゆる差別のない明るいまちを築くためには、一人ひとりが人権問題を日常生活の様々な場面で直に関わっている身近な問題として認識し、お互いを尊重し、助け合い、支え合う関係の醸成によって人権を大切にする意識の輪を広げていくことが必要です。

本町では、今後も、町民や各種団体などを対象に、人権に関する基本的な知識や考え方を習得し、人権を感覚として身につけるための講座や学習会を実施すると共に、人権教育・啓発を推進する指導者の育成を図ります。また、人権教育関係団体などとの連携により「大月町人権教育研究大会」を開催し、人権課題についての発表・討議などを通じて人権教育・啓発活動のさらなる推進を図ります。

4

職場等において

企業や団体は、社会を構成する主要な一員であり、近年の国際的な経済活動をはじめ、地球環境問題に対する関心の広がりや人権意識の高まりなどに伴い、大きな社会的責任を担っています。

また、企業や職場には、パワー・ハラスメント※¹ やセクシュアル・ハラスメント※²、外国人労働者をめぐる問題、男女間の採用や昇進の公平性、個人情報の管理など多様化・複雑化する人権問題があり、人権尊重の視点に立った職場づくりや企業活動が社会的責任として求められています。本町では、今後もより広い視点での人権意識の高揚のための取り組みを進めていきます。

2 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者への研修の推進



特に、行政や教育、医療、福祉など、人権に関わりの深い「特定の職業に従事する者」は、人権尊重の理念や人権問題について正しく理解し認識したうえで、豊かな人権感覚を身につけて職務に従事する必要があります。

人権教育や人権啓発の推進にあたっては、これらの「特定の職業に従事する者」への様々な人権課題に関する研修会への参加や講演会の開催など、関係機関と連携してその取り組みへの支援を行います。

I

町職員

全体の奉仕者である公務員は、全ての職場において職員一人ひとりが、人権尊重の理念を理解し、優れた人権感覚を身に付け、人権に配慮した業務の遂行をしなければなりません。様々な機会に人権研修の企画・推進を図り、各課が協力・連携をして人権尊重のまちづくりを目指します。

※1【パワー・ハラスメント】

同じ職場で働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。略称「パワハラ」。

※2【セクシュアル・ハラスメント】

性的な嫌がらせ。略称「セクハラ」。

2

教職員・保育職員

教職員や保育職員は、学校や保育所における教育・保育活動を通じて子どもの成長・発達に大きな影響を及ぼしており、子どもたちに豊かな人権意識を育む役割を担っています。このため、教職員や保育職員一人ひとりが、基本的人権の尊重の視点を持って豊かな人権感覚を身につけ、人権教育の推進者として様々な人権問題への解決に向けた確固たる姿勢を確立することが大切です。さらに、それぞれの職場において子どもや保護者の背景をしっかりと受け止め、真摯な姿勢で向き合い、寄り添いながら共に歩もうとする教育実践を目指します。また、子どもや家庭における人権課題の解決に向け、積極的に県など関係機関と連携した取り組みを行います。

3

医療・保健関係者

医師、看護師、保健師をはじめとする医療・保健関係業務の従事者は、町民の生命と健康を守るという重要な役割を担っていることから、職務の遂行にあたっては、人権の重要性を認識し、プライバシーの保護への配慮など、常に患者や家族の立場に配慮した対応が求められます。このため、医療・保健関係者に対し、人権意識の高揚を図るための研修や教育の充実に努めます。

4

福祉関係者

民生委員・児童委員、福祉施設職員、社会福祉協議会職員、ホームヘルパー、各種相談員など、福祉関係者は、高齢者や障害者、女性や子どもなど、人権侵害を受けやすい社会的に弱い立場に置かれた人々を支援する業務に従事しており、その職務の遂行にあたっては、個人の人権尊重や個人情報の守秘義務など人権に配慮した処遇の徹底が求められます。このため、福祉関係者の人権意識の高揚に向け、積極的な取り組みが行われるよう、必要な情報や教材の提供、研修講師の斡旋などの支援を行います。

第4章

様々な人権課題への取り組み

I 同和問題



現状と課題

同和問題とは、一部の人々が、歴史的過程で形づくられた過去の身分的差別によって、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられてきた差別であり、これらのことが、依然として結婚や就職などの場面において不利・不公平に扱われたり、日常生活で様々な差別を受けたりする人権問題です。

国や地方公共団体は、昭和40(1965)年の「同和対策審議会答申」、昭和44(1969)年の「同和対策事業特別措置法」を受けて、同和問題の解決を行政の重要課題と位置づけ、本町においても、ハード面、ソフト面にわたる地域改善対策事業を積極的に推進してきました。

また、平成28(2016)年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが国や地方公共団体の責務であるとされています。

しかしながら、差別意識が完全に払拭しきれているとはいえず、現代では、インターネット上での差別落書きの横行など、今後とも問題解決に向けた教育や啓発が必要です。

施策の方向

正しい理解と認識を深める教育・啓発の推進

- 差別意識や偏見を解消するために、講演会の開催や広報紙の活用など同和問題を知る機会の提供と効果的な啓発を行い、正しい知識と理解の促進を図ります。
- 学校教育を通じて、同和問題に対する認識を深め、また、指導者である教職員や町の責務を担う町職員を対象に、同和問題に関する研修を行い、教育・啓発を推進します。
- 保育所、学校、家庭、地域、県や近隣市町村の関係機関が連携し、人権・同和教育を推進していきます。
- 大月町人権教育研究協議会との連携を図り、地域の現状に寄り添った人権・同和教育を推進します。

相談・支援体制の充実

- 同和問題を理由とする結婚差別、就職差別、インターネット上の差別・中傷・落書きなど、悪質な人権侵害事案などに対して迅速に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。
- 日頃から様々な相談機関と連携を図りながら、生活上の各種相談事業などを通じ、地域の実情を的確に把握したうえで、必要な施策を適切に実施するなど課題解決に向けた取り組みを推進します。

2 女性



現状と課題

我が国において、昭和 60（1985）年に「女子差別撤廃条約」を批准し、昭和 61（1986）年に「男女雇用機会均等法」、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」、平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、男女が共に自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、男女共同参画の推進が求められています。

さらに女性と男性が同じ職場の仲間として対等、平等に働くことができるような環境をつくるためには、お互いに能力が発揮できる機会が確保されるとともに、あらゆる場面での意思決定に参画できなければなりません。

また、配偶者などからの暴力の被害者の多くは女性であり、重大な人権侵害です。我が国では、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定され、DVの根絶とDV被害者の支援の充実に向けた取り組みの強化が求められています。

しかし、令和 3（2021）年のジェンダー・ギャップ指数※において、日本は世界 156 か国中 120 位で、ジェンダー平等の分野では依然として低位にあります。

こうした状況を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和 3 年 6 月閣議決定）においては、全ての女性が輝く令和の社会を実現するために、「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月閣議決定）及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」（令和 3 年 6 月すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）に基づき、コロナ禍で大きな影響を受けている女性への支援などの取り組みを推進することが明示されました。

女性の人権を尊重するためには、男女が対等のパートナーとして、社会のあらゆる分野に参画し、互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会の実現が欠かせません。そのためには、男女が共に働きながら家事や育児、介護などを両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）や、女性に対する暴力やセクハラ・パワハラなどの、人権侵害の発生を防止するための啓発活動や相談支援体制の整備も必要です。

※【ジェンダー・ギャップ指数】

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、「経済」「教育」「保健」「政治」の 4 分野の指標から構成された各国の男女格差を測る指数のこと。

施策の方向

男女共同参画の推進及び男女平等の意識づくり

- 家庭、地域、職場、学校など、社会全体で、性別に関わらず、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、あらゆる機会を通じて男女共同参画や男女平等の意識づくりを行います。
- 男女共同参画による魅力ある地域づくりを推進するために、各種審議会、協議会における女性委員の参画を推進します。
- 家族の一員としての役割を男女が協力して果たすことができるよう、家庭と仕事の両立への支援を推進します。

女性に対する暴力の根絶及び適切な支援と相談体制の整備

- DVやセクハラ、マタニティーハラスメント※、ストーカー行為などの女性に対するあらゆる暴力根絶のため、県など関係機関と連携をして相談機能の充実を図ると共に、女性の人権尊重の為の啓発活動に努めます。

※【マタニティ・ハラスメント】

妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限、産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為。略称「マタハラ」。

3 子ども



現状と課題

平成元（1989）年に国連で採択された「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）では、子どもの4つの権利「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を守るように定めています。

国は、平成6（1994）年に、「子どもの権利条約」を批准し、平成12（2000）年には「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）を制定し「児童虐待」を法律によって明確に定義づけ、法第3条において「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と定めました。

少子高齢化などによる家族形態の多様化や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、児童虐待や育児放棄など、子どもの人権を脅かす様々な問題に、子どもたちは日々直面しています。

また、近年では、インターネットやSNS※利用の低年齢化により、インターネットなどを使用した誹謗中傷や人権侵害も増えている状況にあります。

本町の未来を担う子どもが、一人の人間として尊重され、誇りを持って健やかに成長できる社会づくりを実現させるためには、子どもに関わる家庭、学校、行政、地域などが連携し、子どもの人権に関する意識啓発や人権教育についての取り組みを充実させていく必要があります。

また、子どもの虐待を発見した際の通告義務の周知や、直接子どもの発達に関わる保育士や教員などへの研修、行政による保育サービスの情報提供や、悩みを相談しやすい環境整備の充実なども必要です。

施策の方向

子どもの人権を守る体制づくり

- 子どもの意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長するための環境づくりをさらに推進していきます。
- 関係機関との連携を強化し、子どもの人権を守る体制や、相談体制の充実を図ります。

※【SNS】

Social Networking Service の略。インターネット上で、友人同士や同じ趣味を持つ者同士が集まり、利用者間のコミュニケーションを支援するサービス（サイト）のこと。

子育て支援体制の充実
○「大月町子ども・子育て支援事業計画」や「大月町教育振興基本計画」との連携を図り、多様化する家庭環境に合わせた子育て支援を行います。 ○妊娠から出産、子育てまで、全てのライフステージにおける相談体制の整備・支援へとつなぎ、子どもやその家庭が安心して暮らせる支援の充実を図ります。
児童虐待防止への取り組み
○子どもが幸せに育つ権利を脅かす児童虐待などの問題に対して、早期に発見して適切な対応がとれるよう、大月町要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携を強化していきます。 ○子どもが被害者となる事件や事故を未然に防ぐために、地域での見守りの強化や、相談機関の充実を図ります。
いじめ対策・不登校対策
○いじめや不登校などの問題に悩む児童や生徒の、早期発見と早期対応に努め、児童や生徒及びその保護者に対して関係機関と連携し、相談・支援に努めます。 ○スマートフォンなどの利用のルール化など、インターネットを通じて行われるいじめ対策や、現代社会における子どもの人権侵害から守る取り組みを推進していきます。
子どもが人権を学ぶ機会づくり
○思いやりの気持ちを持ち、他者を尊重できる人権意識や、誰もが生まれながらに持っている人権について、学習や体験を通して考える機会を設けます。

4 高齢者



現状と課題

我が国では、平成 18（2006）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、高齢者の虐待防止と虐待からの救済、介護者の支援などに関する取り組みを推進しています。

本町の高齢化率※¹は、49.46％（令和 5 年 2 月末時点）と、概ね 2 人に 1 人は高齢者となっており、認知症や介護を必要とする高齢者が増加したことで、家族介護の負担は非常に重くなり、高齢者に対する虐待や介護放棄などが社会問題となっています。

近年では、加齢に伴う認知症高齢者の増加や、コロナ禍で集まりの場が縮小され、家に閉じこもることで、身体機能や認知機能が低下するなど、介護を必要とする人やその家族への支援が特に必要となっています。

今後は、高齢者がその人らしく自立した生活をしていくために、高齢者の自助（個人の力）・互助（近隣同士の助け合い）※²を促し、より適正な共助（保険サービス）・公助（行政）※³を推進し、支え合いの「地域の力」の発揮を目指して取り組んでいきます。

施策の方向

虐待防止に関する取り組みの推進

○高齢者虐待（身体的・性的・心理的・経済的）及びネグレクト（介護放棄）などの問題については、県や社会福祉協議会などと連携し、早期発見・防止のための地域支援体制づくりを推進するとともに、発見者の通報義務の周知徹底や相談窓口の設置、虐待を受けている高齢者を保護するための緊急措置などを拡充します。

高齢者の人権を守る取り組みの推進

○あらゆる機会を通じて、長年社会の一員として活動してきた高齢者に、敬意と感謝の気持ちを持って接する敬老の理念の普及を推進します。

○認知症に対する偏見を払拭し、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症に関する普及啓発を行います。

※1【高齢化率】

総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合。

※2【自助】

自発的に生活課題を解決すること。

【互助】家族、友人、クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合うこと。

※3【共助】

年金、医療、介護など、制度化された相互扶助。

【公助】社会福祉制度や生活保護制度など、公共（税金）で運営される制度。

認知症高齢者への支援
○認知症高齢者自身の人権を尊重し、当事者の意向を踏まえた支援の取り組みを推進していきます。

5 障害者



現状と課題

平成5（1993）年に「障害者基本法」が制定され、全ての障害者は個人としての尊厳を有し、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが定められました。

平成16（2004）年の改正では、障害を理由とした差別などの禁止や障害者の自立、社会参加による福祉の増進について、国や地方公共団体などの責務が規定されました。

平成28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、「不当な差別的取扱い」を禁止し「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

本町では「大月町障害福祉計画」及び「大月町障害児福祉計画」を策定し、障害保健福祉施策を推進しています。町内には、障害者に特化した施設が少なく、障害者が集う場や役割を担う場面が十分ではありませんが、個々の対象者は、仲間と共に過ごす活動やお互いを行き来しあえる関係を築いてきています。障害があっても、住み慣れた地域で暮らしていくため、地域の理解と協力、障害福祉サービスの十分な周知と活動を通じて障害者の生活の質を維持し、自分らしい生き方を支援していく必要があります。

施策の方向

障害や障害のある人に対する理解と認識の促進

○町民一人ひとりが、障害について正しく理解・認識し、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で暮らしていくために、啓発や講演会の開催などを行っていきます。

就労等自立を支援する環境づくり

○働く意欲のある障害者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、個々の就労ニーズに応じた総合的な就労支援を推進します。

6-1 エイズ患者・HIV感染者等



現状と課題

エイズや結核、B型・C型肝炎などの感染症に対する誤った知識や思い込みから、感染したその家族などを差別や偏見で苦しめている現状があります。

こうした感染症のうち、エイズについては、その原因はHIVといわれる非常に感染力の弱いウイルスであり、通常ではうつりにくい病気であることが分かっています。

国は、平成10(1998)年に、患者などの人権尊重に配慮した内容の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を制定し、翌平成11(1999)年に「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(エイズ予防指針)を公表しました。

また、平成18(2006)年には、「エイズ予防指針」が改正され、正しい知識の普及啓発及び教育並びに保健所などにおける検査・相談体制の充実などによる発生の予防及びまん延の防止、患者などに対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供などの観点から新たな施策の方向性を示し、国や地方公共団体、医療関係者などが共に連携して総合的な取り組みを推進していくこととされました。

国などのエイズに関する様々な情報の提供や取り組みにより、社会のエイズに対する理解は一定進んできましたが、今なお、誤った認識や偏見が存在しています。患者や元患者、家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も必要です。

施策の方向

エイズ・HIVに関する正しい知識の普及及び啓発活動

○国や県、関係機関と連携を図り、エイズなどについての正しい教育・啓発を推進します。

○エイズなどの感染症予防対策について、正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

相談・支援体制づくり

○エイズ患者・HIV感染者への相談体制の充実に努めます。

6-2 ハンセン病回復者



現状と課題

(1) 現状と課題

ハンセン病は「らい菌」に感染することで起こる慢性の感染症で、かつては「らい病」と呼ばれ、人里離れた療養所に強制隔離されることで「伝染しやすい病気」という誤った認識が社会に広まり、このことにより偏見、差別が助長されてきました。実際は、「らい菌」の感染力は極めて弱く、現在は治療薬もあります。

国では、昭和6(1931)年に制定された「癩予防法」(昭和28(1953)年に「らい予防法」に改正)以降発病した人は、ハンセン病療養所に強制的に終生隔離されるなど、非人間的な扱いを受け、患者と家族はいわれなき差別と偏見に苦しめられてきました。

「らい予防法」は平成8(1996)年に廃止され、平成13(2001)年には、強制的な隔離政策により人権を侵害されたとして、療養所の入所者等が提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が出されました。これに対して国は控訴を断念し、同年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が定められ、損失補償や名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策が実施されています。

これらの取り組みにより、ハンセン病元患者等が受けた被害の回復については、一定の解決が図られているところですが、未解決の問題も残されています。問題解決のため、元患者等による努力が重ねられ、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)が、平成21(2009)年に施行されました。これに伴い、国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障、社会復帰の支援及び社会生活の援助、名誉回復及び死没者の追悼、親族に対する援護等に関する施策を実施することになりました。

しかしながら、現在も社会の中では「怖い病気」という誤った認識や、ハンセン病元患者の容姿に対しての偏見や差別が残っています。

施策の方向

ハンセン病に関する正しい知識の普及及び啓発活動

- ハンセン病に関する正しい知識を身につける教育を推進します。
- ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

相談・支援体制づくり

- ハンセン病への相談体制の充実に努めます。

7 外国人



現状と課題

国際化の進展により、本町においても、産業・教育・文化などの様々な場面で諸外国との交流が進み、日常生活においても、深い関わりを持つようになっていきます。人間の尊厳を守り諸外国人も明るく住みやすいまちにするためには、外国の歴史や文化・生活習慣を正しく認識し尊重すると共に、一人ひとりの違いを認め合える「共生の心」を地域に根付かせていくことが求められます。

施策の方向

異文化の理解促進
○異なる文化や習慣を持つ外国人との自然な交流が可能となるよう、多様な価値観との出会いや、ふれあいの中から共に生きていくための意識の高揚を図るよう、町民と外国人との交流の促進を支援します。
学校教育における国際理解の促進
○外国人の文化や習慣などに触れながら、お互いに尊重し合う心や態度を育てる保育・教育を推進します。
外国人が暮らしやすい生活環境づくり
○県や関係機関・団体などと連携し、相談窓口の周知を図ります。

8 犯罪被害者等



現状と課題

犯罪被害者とその家族は、事件そのものによる被害だけではなく、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費の増加などの経済的負担、捜査や裁判の段階で精神的・時間的負担、過剰な取材や報道など、被害後に生じる様々な問題にも苦しめられます。また、心身の回復や裁判のために仕事を継続することが困難な場合もあります。事件、事故が毎日のように発生している今日では、誰もが犯罪被害者などになる可能性があります。

犯罪被害者とその家族がおかれている状況を理解し、少しでも平穏な生活が取り戻せるよう配慮することが必要となっています。

施策の方向

犯罪被害者等の人権に関する教育・啓発

- 関係機関と連携し、犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発に取り組みます。
- 犯罪被害者週間などにおける広報活動や回覧などを通じて、犯罪被害者などへの理解を促進する啓発に努めます。
- 講演会や研修会を通して、犯罪被害者などを思いやる気持ちを育む啓発活動を推進すると共に、犯罪被害者等の相談・支援体制の充実を図ります。

9 インターネットによる人権侵害



現状と課題

携帯電話やスマートフォンのSNS上やインターネット上の掲示板・ホームページにおける匿名性を悪用した、個人や団体を中傷する情報や差別情報などの基本的人権を侵害する書き込みが増えています。これは、大人社会だけでなく子ども社会においてもまん延している状況が見られます。そしてそれがいじめへと発展している事態ともなっています。

施策の方向

インターネット利用に関する学校教育の推進
○小・中学校での学習やPTA研修会など、様々な機会を捉えて、携帯電話やスマートフォン・インターネットの利用の仕方及び人権の正しい理解と情報の受発信の個人の責任やモラルについての啓発を推進します。
インターネットにおける人権侵害の実態把握と被害の防止
○高知県教育委員会が実施している「学校ネットパトロール」（電子掲示板、動画サイト、ブログ、プロフ等の不適切な書き込み等について、検索、監視等を実施）と連携し、児童生徒に係るインターネット上のトラブル等の未然防止と早期対応を図ります。
インターネット利用に関する意識啓発の推進
○関係機関・団体などとの連携を強化し、インターネットの特性と影響（便利さと危険性）を十分に理解し、情報の収集や発信において、利用者のモラルを高め、ルールやマナーを遵守するための啓発活動を、あらゆる機会を通じて推進します。
相談・支援体制の充実
○インターネットによる、人権侵害の被害者の相談に対応するため、関係機関や団体などと連携した相談体制の整備に努めます。
○インターネットによる人権侵害のおそれがある書き込みなどがあった場合は、警察・法務局・学校などの関係機関と連携しながら、削除要請などの適切な対応に努めると共に、被害者の心のケアを行います。

10 災害と人権



現状と課題

近年、国内では、大地震や土砂災害、台風、大雪など、様々な自然災害が頻発し、発生時には、災害弱者になりやすい高齢者や障害者、子どもなどは、避難活動や被災後の生活などに、より多くの困難を抱えます。

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災では、援助を必要とする人々や女性などへの配慮が課題になった他、福島第一原子力発電所の事故による、根拠のない風評被害なども問題視されました。

こうした状況を踏まえ、国においては、平成 23（2011）年 12 月及び平成 24（2012）年 9 月の「防災基本計画」の修正により、復旧・復興の場における女性の参画の推進等が位置づけられたことや、平成 29（2017）年には「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」で避難している児童生徒に対するいじめ防止のための法律が位置づけられ、「いじめ防止のための基本的な方針」の改訂にも盛り込まれるなど、様々な取り組みが行われています。

近い将来、発生が予想されている南海トラフ地震などの災害発生時、発生後において人権に配慮した対応ができるように、避難所生活などプライバシーが守られ、人権が尊重されるための取り組みを推進していくことが必要となっています。

施策の方向

災害時の人権への配慮に関する教育の推進
○学校等において、災害時、自らの生命を大切にすることはもちろん、他者の生命や人権も大切にする教育を推進します。
災害時の人権への配慮に関する啓発の推進
○災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、町民一人ひとりが、人権の配慮について意識を高めるための啓発活動を推進します。
人権の視点に立った災害時の対応
○災害時の支援や情報の伝達、情報の提供、避難所などの体制整備などに当たっては、人権に十分に配慮した運営などに努めます。
○災害時、避難所における運営マニュアルに沿って、人権に配慮した避難所運営訓練や、避難所内でプライバシーを守るための資機材の備蓄の推進、心のケア体制整備など人権への配慮についての認識を深める啓発活動を推進します。

11. 性的指向・性自認



現状と課題

性のあり方には、「からだの性」、「こころの性」、「好きになる性」、「表現する性」などがあり、人それぞれに性のあり方は異なります。しかし、現状の社会では、性別は男性と女性の二つであり、その「からだの性」と「こころの性」は一致し、異性愛が当然であるとする認識が大多数を占めています。また、日本人固有の「男らしく」「女らしく」といった昔ながらの考え方が現在も根強く存在し、こうした多様な性に対する無関心や誤った認識が、偏見や差別を生み出し、性的少数者が、職場や学校などで不適切な扱いを受け、生きづらさを感じていることがあります。

現代では、同性（両性）愛者や「からだの性」と「こころの性」が一致しないトランスジェンダーなどの性的マイノリティ（性的少数者）の人々を総称する言葉として、「LGBT」と表現されるようになり、さらには、人は皆、それぞれ好きになる性（性的指向）と心の性（性自認）を持っており、誰もがお互いにそれを尊重していこうとする「SOGI※1」の意味合いへと変化してきています。

平成16（2004）年には、「性同一性障害者の取扱いに関する法律」が施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別変更が認められることとなり、平成20（2008）年には、その条件を緩和する法改正も行われました。

また、地方自治体でも、パートナーシップ※2やファミリーシップ※3を公的に認めたり、企業や学校でも人権に配慮した取り組みが進められているなど、多様な性のあり方を尊重し、性的マイノリティを支援する動きが活発化しています。

今後も、性同一性障害や性自認についての正しい理解や、性的指向は様々であるということの認識を深めるための啓発を行っていくことが必要です。

※1【SOGI】

Sexual Orientation & Gender Identity の略称。

好きになる性（性的指向） こころの性（性自認）

※2【パートナーシップ】

一方または双方が性的マイノリティであるカップルが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力しあう関係性（パートナーシップ）にあることを市区町村に登録することができる制度のこと。

※3【ファミリーシップ】

上記のパートナーシップを宣言したカップルの子又は親を含めて届け出ることができる制度のこと。

両制度には、法的な拘束力はないが、自治体として、当事者の方が安心して暮らしていくことを応援していくための制度。

施策の方向

性的指向・性自認に関する啓発活動

- 誤った差別や偏見により人権が侵害されないよう、SOGIに関する正しい知識の普及や、差別や偏見をなくすための啓発を行います。
- パートナーシップ制度の導入など、社会的理解を促進し、多様な性のあり方を尊重する取り組みを検討・推進していきます。

学校教育における支援体制づくり

- 学校において、教職員の研修などにより、SOGIについての理解を深め、悩みや不安を抱える児童・生徒に対する相談・支援をサポートし、多様性を尊重する心を育む教育を推進します。

12. その他の人権課題



これまでにあげた個別の人権課題のほかにも、次のような人権課題があります。

なお、こうした人権課題についても、県と連携を図りながら本町の状況に応じて取り組んでいきます。

(1) アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

特にアイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。

平成9（1997）年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統などに関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行されましたが、いまだにアイヌの人々に対する正しい理解が十分でなく、様々な偏見や差別が残っているため、アイヌの人々の歴史や文化を正しく理解し、認識を深め、偏見や差別の解消を目指して、啓発などが行われています。

(2) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

本町では、県の施策などを定めた「地方再犯防止推計計画」に準じ、実情に応じて刑を終えて出所した人が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、啓発を推進していきます。

第5章

計画の推進

1 推進体制



本町では基本計画に基づいた人権施策を推進するため、関係部署が協力・連携し、行政のあらゆる分野で人権尊重の理念を踏まえたまちづくりを総合的・全町的に進めていきます。また、大月町人権尊重のまちづくり協議会（以下、「協議会」という。）の意見や提言を踏まえ適切な執行に努めます。

2 国・県及び関係団体等との連携



国、県、市町村など、他の行政機関や地域、社会教育関係団体、事業所、教育機関との連携を図り、全町的な取り組みを進めます。また、町内の各種団体とも連携し、町民の参画・協力を得ながら進めていきます。

3 計画の期間



この基本計画は 2023 年 4 月から 2025 年 3 月末の 2 年間とします。

4 評価と見直し



この基本計画は、本町の人権課題解消について人権教育、啓発活動の施策の方向を定めたものであり、計画の最終年度には、協議会によって、進捗状況の確認や効果についての評価を行います。

なお、本町の施策状況や社会情勢の変化、法令などを踏まえながら計画の見直しが必要な場合は、計画期間内でも協議会において変更を行います。